

第17回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：令和元年11月22日（金）

午前10時から正午まで

於：法務省地下1階大会議室

[出席委員]

田中座長，安富座長代理，明石委員，市川委員，奥脇委員，滝澤委員，
湊元委員，仁平委員，野口委員

[出入国在留管理庁側出席者]

佐々木長官，高嶋次長，佐藤審議官（総合調整担当），道井審議官（国際担当），石岡出入国管理部長，丸山在留管理支援部長，東山総務課長，福原政策課長，木村出入国管理課長，磯部審判課長，岡本警備課長，根岸在留管理課長，近江特定技能企画室長，平嶋在留支援課長，片山参事官，本針在留管理業務室長，高橋外国人施策推進室長，簾内難民認定室長

1 開 会

田中座長 それでは，時間になりましたので，これより第7次出入国管理政策懇談会第17回会合を開催いたします。

先生方皆さん，御多忙のところ御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

本日の会合でございますけれども，議事次第にあるように，最初の議題は「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」，それから，二つ目が「特定技能制度について」，三つ目が「技能実習制度について」となっています。それから，最後に，報告事項として，大村入国管理センターにおける被収容者死亡事案についての説明と，収容処遇に関する専門部会における検討状況の報告をしていただくことになっております。

議題に入る前に，前回の懇談会以降，政策懇談会委員及び出入国在留管理庁の幹部職員について，異動がございましたので，事務局から紹介していただきます。また，他省庁の出席者についても紹介していただきます。

それでは，よろしく申し上げます。

事務局 それでは，初めに，前回9月19日の政策懇談会后，政策懇談会委員の御異動がありましたので，紹介させていただきます。

村上委員の後任でございます，日本労働組合総連合会総合政策推進局長の仁平章委員でございます。

仁平委員 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 次に，出入国在留管理庁において，新たに着任した幹部職員を紹介いたします。

まず，前審判課長の岡本警備課長でございます。

岡本警備課長 審判課長から警備課長に異動しました岡本でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 前情報分析官の礒部審判課長でございます。

礒部審判課長 礒部でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

事務局 近江特定技能企画室長でございます。

近江特定技能企画室長 近江です。よろしくお願いいたします。

事務局 情報分析官代理を兼ねることとなりました、本針在留管理業務室長でございます。

本針在留管理業務室長 本針でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 また、本日、文部科学省、総務省、厚生労働省からお越しいただいている方々を紹介いたします。

まず、総務省国際戦略局技術政策課研究推進室、高村室長でございます。

総務省国際戦略局（高村氏） 高村でございます。本日、議題1の後、別用を抱えているものですから、そこで中座させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室、宮本室長でございます。

文科省大臣官房国際課（宮本氏） 宮本です。よろしくお願いいたします。同じく、議題1が終わりましたら退出させていただきます。

それから、本日は文部科学省から、男女共同参画共生社会学習・安全課の林専門官と、文化庁国語課から田中専門官と津田専門官も出席しております。よろしくお願いいたします。

事務局 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、鈴木室長でございます。

厚労省医政局（鈴木氏） 厚生労働省、鈴木でございます。同じく議題1のほうで、完了しましたら退座をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課、石津課長でございます。

厚労省職業安定局（石津氏） 厚労省の外国人雇用対策課長でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

2 外国人との共生社会の実現に向けた取組について

田中座長 それでは、一つ目の議題である「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」に入りたいと思います。

それでは、お手元の資料「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」に基づきまして、福原政策課長から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

福原政策課長 政策課長の福原でございます。

議題1の「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」、説明をさせていただきます。

まず、そちらの資料の下にございます「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を御覧ください。

前回、9月の会合で報告をさせていただいておりますとおり、今年6月の関係閣僚会議におきまして、この充実策が取りまとめられ、そこに示された方向性を踏まえて、更に肉付けをして、年末に向けて、総合的対応策の改訂を行う予定でございます。現在、

関係省庁と協力して、取りまとめを行っているところでございます。

充実策の内容につきましては、前回御説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、入管庁の生活支援に関する施策の実施状況等について、説明をさせていただきます。

「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」の資料を御覧ください。

1 ページ目でございますけれども、これは、地方自治体が設置をする一元的相談窓口のための交付金に関する取組でございます。地方自治体からの要望などを踏まえまして、交付金の交付基準を変更いたしまして、金額の上限に段階を設けつつ、全ての地方自治体が利用できるようにして、本年9月から実施をしているところでございます。

次に、2 ページの生活・就労ガイドブックにつきましては、下のほうの記載になりますけれども、多言語のみならず、やさしい日本語での作成を行って、公表しております。今後、冊子化も予定をしているところでございます。

次の3 ページでございますけれども、これは、受入環境調整担当官の活動状況でございます。

受入環境調整担当官は、入管庁の地方局に配置されておまして、地方自治体等との懸け橋となって、 の要望把握、 の相談支援・情報提供等に取り組んでいるところでございます。また、 の下のほうの記載になりますけれども、相談事例集やQ & Aを作成して、自治体への配付などを行っているところでございます。

続きまして、次のページの外国人共生センター（仮称）でございます。

これにつきましては、前回の会合で説明をさせていただいたとおりでございます。来年度中に新宿、四谷に開設する予定のものでございます。

ここでは、外国人に対する相談対応のみならず、下のほうの記載になりますけれども、地方における雇用促進のための取組なども行うこととしておまして、現在、関係省庁と共に準備を進めているものでございます。

総合的対応策の改訂に当たりましては、これらの実施状況を踏まえまして、更なる拡充も含め、盛り込む内容を検討しているところでございます。

次の5 ページから7 ページまでは、総合的対応策の充実を目的とした、国民の声を聞く取組について説明をするものでございます。

入管庁におきましては、本庁及び地方局の両方で、積極的に関係者からの意見聴取を行い、それを関係省庁と共有をいたしまして、共生社会の充実を推進しているところでございます。

5 ページは、先ほどの受入環境調整担当官による意見聴取の中で、主に地方自治体からいただいた意見を紹介させていただいております。外国人受入環境整備交付金の見直しでありますとか、少数言語サポートを求める声などをいただいているところでございます。

次の6 ページでございますけれども、これは、本庁における「国民の声」を聴く会の開催状況でございます。

これは、当庁の幹部が各方面の関係者の方と意見交換をさせていただいているものでございまして、日本商工会議所、日本労働組合総連合会の代表者様との協議では、本懇

談会委員の先生方にも御出席をいただきました。これまで、特定技能制度の運用に関し、多くの御意見をいただいているところでございまして、それらを踏まえた対策を検討しているところでございます。

最後の7ページでございませけれども、これは入管庁の地方局で開催をしております出入国管理行政懇談会についてでございます。

この会議は、これまで地方局が自由にテーマを設定して、開催をしていたものでございますが、本年度は特に、共生施策をテーマとすることを呼びかけております。入管関係のみならず、情報伝達のための言語の問題や夜間中学の問題など、幅広く共生施策について御意見をいただいているほか、一番下でございませけれども、外国の制度の講義なども行っていただいているところでございます。

入管庁におきましては、引き続き、幅広く関係者からの意見を聴取いたしまして、政府内で共有し、施策の充実につなげていくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

田中座長 それでは、引き続き、各省庁から御説明をいただきたいと思ます。

総務省高村研究推進室長から説明をお願いします。

総務省国際戦略局（高村氏） 総務省高村でございます。

お手元の資料、入管庁の資料、A4縦のものが続いた後に、オレンジ色の表紙のものがございませ。「多言語音声翻訳技術に関する取組について」ということでございませ。

表紙をおめくりいただきまして、1枚目でございます。

私ども総務省が取り組んでいるこの翻訳技術は、5年前に作りました計画に基づいていませ。

当時、東京オリンピック・パラリンピックが日本に来るということが決まりましたという時代で、プラスで、当時の訪日外国人観光客の目標値が1,000万人だった時代でございませ。ですので、当時始めたときと今では、状況・背景がかなり異なっているということは御理解賜ればというふう存じませ。

いずれにせよ、我々、言葉の壁をなくす、それを東京オリンピック・パラリンピックで社会実装するということを目標に掲げて、5年前から粛々とやってきたという状況でございませ。

次に、2ページ目でございます。

実際やっておることというのは、スマートフォンが通常の端末になっておりますけれども、インターネットを通じて、どこかにあるサーバーにつないで、そこで吹き込んだ声をほかの言語に変換してもらって、返してくるということで、右側に言語の表がありますけれども、12掛ける12のマトリックス、144パターンの翻訳ができるという仕組みでございませ。

なお、もともと我々が対象にしておりましたのが、訪日外国人上位10か国をターゲットにした、アジア系の言語プラス、アウトバウンドというのを考えたときに、スペイン語圏、あと、当時外交が樹立されたミャンマーという10か国をメインにしておったところでございませけれども、近年、この場を含めまして、在留外国人対応というのがメインになってまいりましたので、その上位10か国に入ってくるフィリピン語とブラジルポルトガル語への取組を始めたところでございませ。

ちなみに、現状のレベルでございますけれども、上にある4か国語、日英中韓、これにつきましては、大体、TOEICで換算しますと800点から900点レベルで、あと、若干遅れている5番目から8番目のアジア言語につきましては、大体700点を超えるぐらいのレベルに達してきたところで、残りの4か国語は、600点をうかがいつつ、ということまで来たという状況でございます。

いずれにせよ、今年度末までに、全て800点オーバーというレベルまで持っていくということを目指して進めておるところでございます。

続きまして、3ページ目、社会実装の状況でございます。

研究開発ばかりやっても、社会に入っていけませんので、我々が作っているサンプルアプリであるVoiceTraというものを土台にしながら、民間各方面に技術移転をすることで、商用化を展開しているというものでございます。

一番下の左側でございますけれども、POCKETALK、明石家さんまさんが宣伝している、一番有名なものかと思っておりますけれども、こういったものから、アプリベースでいきますと、NTTドコモさんが提供されている「はなして翻訳for Biz」は、どなたでも無償でお使いいただける環境にあります。若しくは、右のほう、一番右の真ん中がございます、医療翻訳に対応した専門タブレットといったようなものが、今、社会展開されているということでございます。

あともう一つ、4ページ目でございますけれども、一番右下にあるように、大阪万博が来ることが決まったということも踏まえて、我々としては、全ての対応を推進していくということで、5ページ目は、今まで逐次翻訳しかできなかったものを、同時通訳できるところまで持っていかうと考えております。

あと、2ページ目の表にあった12言語を全部埋めたとしても、実は今回の総合的対応策でうたわれている対応11言語が埋まりません。つまり、ネパール語への対応というのが追加で必要になるということです。加えまして、現在、出入国在留管理庁のほうで、外国人受入れのための試験のためのMOCを結ばれている国というレベルでいきますと、カンボジア、クメール語とモンゴル語への対応が欠けておるということで、こちらについても、来年度予算以降で取り組んでまいりたいと考えています。

駆け足ですが、以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、文部科学省、宮本国際協力企画室長からお願いいたします。
文科省大臣官房国際課（宮本氏） 御説明させていただきます。

文部科学省からの資料は、表紙の左上に文部科学省と書いてある「外国人受入れ・共生に向けた文部科学省の取組概要について」という資料になります。

1枚めくっていただきまして、こちらが今年、令和2年度の要求としております概算要求の資料であります。

昨年度の予算は約13億4,000万円を計上してございましたが、今年は約19億2,000万円を要求しております。

こちらは、予算事業についての資料になりますので、文部科学省として、どのような考え方で、それぞれの取組を進めているかにつきましては、もう一枚めくっていただきまして、2ページ目、こちらが今年の6月に外国人の受入れ・共生のための教育推進検

討チームということで、副大臣を座長としまして、省内で検討チームを行いまして、1月から6月までに8回開催した結果を取りまとめたものであります。

こちらは大きく3本の柱から成っておりまして、緑色のところ、「外国人児童生徒等への教育の充実」、そして左下、青の「外国人に対する日本語教育の充実」、それから右下のところですが、「留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底」と、この3本柱から、重点的に進めるアクションというものを示しております。

この真ん中の緑色のところ、「外国人児童生徒等への教育の充実」の中では、大きく7本の柱、左側は、「学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実」についてということで、1番目のところは、学校において教員支援員等を充実していくということで、平成29年の義務標準法、この改正によって、外国人児童生徒等18人に教員1人を配置するに向けて、段階的に措置することとなっております。

それから、支援員についても、母語支援員等を配置していく、そして、これらの人が足りないところについても対応していけるよう、多言語翻訳システムの活用等を進めていくといった、これらは主に量的な部分についての対応を進めていくということ、それから、2番目のところでは、質の面についても、教員の資質能力の向上のために、全国的な研修機会を確保するなどの取組を進めてまいります。

それから、3番目と4番目は、更に多面的な支援を進めるために、3番目としては、進学・キャリア支援の充実ということで、今まで高校生に向けた補助事業というものを行っておりましたが、中学生にもこれからキャリア支援を拡大していくということ、それから4番目は、障害のある外国人の子供への対応として、特別支援学校等においても、先ほどありましたような支援員の充実を進めていくということと、教員研修の機会を進めていくという取組を進めるとしております。

それから、右のほうに移りまして、「地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生」という観点では、外国人の就学状況の把握について、初の全国調査を実施しております。こちらは、9月に結果がまとまりまして、徐々に課題等が明らかになってきているところで、これから更なる取組を進めるという計画です。

それから、6番目の夜間中学につきましては、現状で、約8割が外国人の生徒となっている現状がありますので、この設置目標について、今まで都道府県に1校という目標がありました、これを更に政令市にも1校設置されるというような設置目標を拡充しております。それから、教育内容の面につきましても、日本語指導等について、更に充実させていくという計画を持っております。

それから、7番目は、多文化共生のための先進的なプログラム開発について、来年度の概算要求で新規要求等をしております。

左下に移りまして、主に大人も対象とする「外国人に対する日本語教育の充実」という点では、日本語教育の機会確保のため、地域の日本語教育の総合的な体制整備の事業を進めております。それから、自習できるICT教材につきましても、現在、対応言語は8言語の目標で進めておりましたが、これを更に拡充しまして、14言語まで進めていくという計画としております。

また、日本語学校の教師の質の向上につきましては、日本語教師の資格化につきまして、検討を進めております。それから、日本語教育機関の質の向上としましては、法務

省の告示機関がありますが、この質の向上に向けて、法務省との取組を進めております。

右下の留学生の件につきましては、前回の会で御説明をさせていただきましたので、省略させていただきますが、主に国内就職の促進と在籍管理の徹底を進めてまいります。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

次に、厚生労働省、鈴木医療国際展開推進室長からお願いいたしたいと思います。

厚労省医政局（鈴木氏） 厚労省の鈴木でございます。

資料につきましては、横紙の「外国人患者受入れ体制に関する厚生労働省の取組」という資料でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

こちらが、厚生労働省で取り組ませていただいている主な取組の御紹介をまとめたものになります。外国人の患者の方について、医療機関で、安心・安全に医療機関を受診いただけるようにするということが、一つの大きな役割ということで、取組をさせていただいているところでございます。

そういったところでの主な施策としましては、医療機関に向けての取組というものが図の左側、それから、個々の医療機関だけではなく、地域での受入体制を強化していくということが肝要ということでの取組が右側というような形で整理させていただいております。

医療機関の整備につきましては、各地域で、外国人の方が安心して受診いただけるような医療機関というものを明らかにしていくということで、拠点となる医療機関の整備を進めさせていただいております。また、そういった中で、具体的には、やはり言語の問題が大きくなりますので、院内体制の整備ということで、院内の表示でありますとか文書の多言語化といったものに取り組んでおります。

それから、医療通訳の問題というものもございまして、こういったものの質を向上させていくという観点から、医療通訳の育成のカリキュラムといったものを整備していくという事業を進めてきております。

それから、多言語の診療申込書等をホームページで公開するなどして、医療機関の診療に資するようというのをさせていただいているところでございます。

これに対して、地域の受入体制の強化というのが、表の右上でございますけれども、都道府県単位でのモデル構築の支援という形です。医療につきましては、医療機関単独で完結するものではございませんで、重症な方、入院が必要な方については、例えば転院をすとか、そういったこともあります。医療以外の関係者も含めた地域全体での連携が必要になりますので、そういったものの連携体制を構築するためのモデル事業を実施いたしております。

それから、電話通訳の団体契約の利用促進でありますとか、外国人患者の受入れに関する医療機関向けのマニュアルを作成するといったような取組もさせていただいております。

こうした中、当初こうした事業は、主に訪日外国人の増加に対応し得るようというところで、取組を進めてまいったところでございますけれども、昨今の、この会議も含めました状況等を受けまして、今年度につきましては、更にこういった取組を強化してい

くということで、下段のほうの取組を進めているというところでございます。

具体的には、希少言語に対応可能な遠隔通訳サービスのようなもの、通常の医療機関では受診は多くないけれども、時に受診のある、そういった希少言語に対応できるような通訳サービスを提供するといったことであるとか、医療機関に通常いない職種であります医療コーディネーターのようなものを養成していくといったことを、今年度から取り組んでまいるというところでございます。

それから、医療機関等の連携の事業につきましては、モデル事業を更に横展開する形で、広く都道府県で実施できるように、今年度から支援を進めているというところでございます。

もう一枚おめくりをお願いいたします。

こちらが、それ以外の細かな取組も含めた全体像という形で、国、都道府県、医療機関、民間事業者に向けて、こういった施策をさせていただいているかということをもとめたものでございます。

1枚目とも重複している部分もありますが、国の取組としまして、左側、実態調査の実施といったこと、こういったところで、外国人の方の受診の状況等を調べて、体制強化の施策改善に努めているところでございます。

また、右下、民間事業者につきましては、医療通訳の質の確保というものも非常に重要でございますところ、右下の医療通訳認定の実用化に関する研究ということで、研究事業等を実施していますが、こうしたものも踏まえて、今年度末に民間の学会のほうでは、こういった通訳の質の保証のための取組等が開始される見込みとなっております。

最後に、左下でございますが、厚生労働省の今後の方向性として、引き続き実態調査等を通じまして、課題の把握と整理を行って、それに資する改善策を進めてまいるといふふうに考えております。

最後、3ページ、4ページにつきましては、これら、令和2年度の概算要求の資料となっておりますが、今申し上げたような施策を引き続き続けられるようにということで、概算要求等をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今までの御説明に関して、委員の皆様方から御質問や御意見をいただきたいと思っております。

ただ、その前に、本日御欠席の豊橋市長の佐原委員から、本議題に関し、書面で意見をいただきました。意見書は席上に配付してございますので、御参照いただければと思いますが、一つは、外国人共生センターに司令塔的な役割を担わせるべきだということと、それから、日本語教育の充実についての措置ということ。これを御参照いただければと思います。

それでは、委員の皆様から、どなたからでも、いつものように御質問や御意見をいただけますか。

仁平委員。

仁平委員 今日から初めて参加させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

今、行政の取組については説明を受けまして、ありがとうございます。

9月のこの懇談会で、村上委員よりドイツの状況について、参考までにコメントさせていただいたところですが、受入企業の取組ということも、あわせて大事だと思っております。法令遵守は当然のこと、外国人労働者が安心して長く働き続けるために、それぞれの職場において、彼らの文化や習慣などを理解してくれるような職場風土、どんな小さなことでも相談できるような体制や環境があるかなど、職場におけるフォローが非常に大事ですので、モデル的な取組についても、是非御検討いただけないかと思っております。

特定技能外国人の支援については、受入企業が登録支援機関に支援を委託した場合、外国人からの相談等に対する支援は、一義的には登録支援機関が負うことになってはいますが、委託すれば受入れ機関は何もしなくていいというわけではなく、同じ職場の仲間として、フォローしていくような姿勢が大事だと思っております。

もう一点は、「総合的対応策の充実」の中で、ビルクリーニングの分野において、技能評価の試験合格証発行の際に、過度集中地域の受入機関からは、徴収する費用を引き上げるという記載があります。人手不足の地域において、外国人材を確保したいという意図は理解しますが、労働者の権利として、どこで働くのも自由であるということに留意が必要だと思っております。

どの程度の費用を想定されているのか、まだ不明ですが、その費用負担が最終的に、外国人労働者の賃金や処遇の低下につながることはないようお願いしたいと思います。

また、その下に書いてございますが、飲食料品製造業分野においても、引き抜き防止の申し合わせが行われております。労働者の移動の自由を妨げるような費用の設定や申し合わせについては、前回村上委員から申し上げましたが、独禁法との関係も含めて、整理をお願いしたいと思います。

とりあえず2点でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

今の仁平委員の、とりわけ後半のほうについては、法務省から何か御見解ありますか。
近江特定技能企画室長 御質問ありがとうございます。

後半のビルクリーニングと飲食の実際の試験の話になりますけれども、特に引き抜き、大都市圏集中防止というのは、非常に重要であると考えています。法務省としては、外国人の方々の転職とか移動の自由は当然認められるものであり、過度な引き抜きがないようにということで、14分野の方々に、様々な措置をとっていただいているという状況になっております。

ですから、業界の中で過度な引き抜きがないようにということの規制をされておりますので、当然、外国人の方の人権とか転職の自由などについても考慮しながら、そういう措置をとっていかれると思っております。

当然、法務省も、そういう中で、取りまとめ庁としまして、そのやり方などについても、しっかり確認をしたり、継続的に見ていくことになろうかと思っております。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの御意見、御質問ございますでしょうか。

湊元委員。

湊元委員 日本商工会議所の湊元でございます。

各地の商工会議所から、いろいろ話を聞くと、外国人共生のための一元的相談窓口体制の構築について地方公共団体によって取組に温度差が非常にあると感じております。非常に熱心な地域と、余り取組が進んでいない、或いはどう対応して良いか判らない地域があるということでございます。

そうした中、外国人受入環境整備交付金対象自治体の拡大は非常に良いことと思えますので、財政的な後押しをして、各地どこでも、きちんと対応できるような体制をしっかりと整備していただくことが大事ではないかと思っております。

また、相談窓口の運営ノウハウ、実際の相談への対応・回答方法などの知見にも、ばらつきがあるかもしれませんので、全国の好事例の周知や運営・対応などの標準マニュアルや研修の整備など、レベルをアップするような取組をしっかりとやっていただければと思っております。

また、来年度、新設される外国人共生センターでは、地方の状況も把握し、サポートしていく体制も作っていただきたいと考えております。さらに、この外国人共生センターを早く軌道に乗せ、中小企業にとって、全国的にしっかりと相談できるような体制を作っていただきたいという要望であります。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その他御質問ありますか。市川委員。

市川委員 まず、外国人受入環境整備交付金の対象自治体の拡大については、私も賛成で、人口にかかわらず、交付の対象を広げたということで、是非拡充していただきたいと思えます。

交付金を受ける自治体が多くはなっていないということなので、具体的にどういう形で設置していくかというモデルを、前回は申し上げましたけれども、是非作っていただき、分かりやすいようにお示しいただきたいと思っております。

それから、外国人共生センターについては、佐原委員の意見と全く同意見でございます。

弁護士の立場から言いますと、法テラス外国人部門もこれに入ってくるということになっておりますが、弁護士会の方とは、まだ、具体的な内容についての打合せであったり、提案であったり、中身を見せていただいたりということが、全然できていないものですから、是非弁護士会と法テラス、あるいはこのセンターとの協議というものも、積極的に進めていただきたいと思っております。

それから、文科省から、外国人の児童生徒への教育の充実についての話があり、非常に充実した取組をしていただいているなと思ったのですが、御質問ですが、高校生に加えて、中学生の支援を充実して、高校入試における外国人生徒への特別な配慮も促進していくということになっておりまして、私もこれについては、非常に賛成でございます。

そこで、具体的にどんな取組を今考えていらっしゃるのかということをお教えいただければと思えます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、文科省からお答えできますか。

文科省総合教育政策局（林氏） 文部科学省の林と申します。よろしく申し上げます。

今御質問のありました高校入試における特別な配慮については、今、実は外国人の児童生徒に関する有識者会議というのを立ち上げて、検討してしまして、その中の一つのテーマとして、高校への進学というところも、また年度内には取りまとめる予定ですが、今まさに議論をしているという最中でございます。

田中座長 よろしいですか。

次に、奥脇委員。

奥脇委員 共生社会というのは、非常に総合的なテーマで、これは各省庁を超えて一つのチームとしてまとめてやっていく、そういう意味で共生センターは非常に重要だと思います。厚生労働省の資料でワンストップサービスを充実する話がありましたが、例えば行政との関係で、外国人というのが、定住外国人なのか外国人労働者なのか、焦点がどちらにあるのか、よく分からないような感じでした。今回の特定技能などの外国人労働者の導入の際に、そうしたワンストップサービスのものは特に重要、定住外国人よりも更に重要かもしれないと思います。

伺っていたところで、基本的に言語機能が一番ベースになるということで、医療についても多言語対応を進め、あるいは文科省においても外国人に対する教育についても、まず焦点を絞ってやっていく、これは当然のことなのだろうと思います。

ただ、実際、お話を聞いていると、各省庁がそれぞれで検討されているような感じもあって、これが有機的にうまく、予算の不効率な利用ではなくて、統一的な省庁間における協力体制といいますか、そういうのがチームとしてやっていけるような形で議論する場というのが既にあるのか、それとも、それぞれの省庁が、とりあえずばらばらでやっていくこととなっているのか。もちろん翻訳言語の中身の問題はありますから、厚生労働省は、いわば機能的に特化してやるとかはあると思いますが、しかし、同時にワンストップサービスということになると、そういうのを作ろうということになると、最初から協働して、チームとしてやっていく、こういうことが非常に重要なのではないかと思います。

そこで、今回の外国人労働者の受入れの問題と、それから定住外国人の教育の問題、こういうのと一緒にできる部分と、そうでない部分と、いろいろあると思うのですが、そういうことについて、どのようなお考えでやっておられるか。これは法務省が、どのように司令塔的役割を営んでいるかということにも関わると思いますので、聞かせていただきたいと思います。

田中座長 どうもありがとうございました。

今回、この懇談会に各省を呼んでいただいて、御報告いただいたというのも、一つのやり方かと思えますけれども、この点について、どうですか。

福原課長、どうぞ。

福原政策課長 政策課長の福原でございます。

まず、総合的対応策が対象としておりますのは、第三国定住難民の方、条約難民の方も含めて、在留資格を有する外国人の方ということで明確にしておりまして、この中には、いわゆる日系2世、3世の方のような定住外国人のような方も、それから、いわゆるニューカマーとしていらっしゃって、留学あるいは仕事をされている外国人のような方も、当然含まれるということでございます。

そこでの様々な施策の取りまとめということでございますけれども、総合的対応策自体は、関係閣僚会議で取りまとめを行っているものでございます。この関係閣僚会議は、法務大臣と、官房長官がヘッドになって、全省庁の取りまとめをそこでやっているということでございます。

また、実務レベルでも、必要に応じ関係省庁と連絡をとるなどして、全体的な取りまとめをさせていただいております。

先生御指摘のとおり、各省庁がばらばらにということでは非効率だと思っておりますので、今後も事務レベル、それから、更に高いレベルでも連携をとらせていただきまして、しっかり対応していきたいと考えております。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

これについて、ほかの省から何かコメントありますか。

どうぞ。

厚労省医政局（鈴木氏） 厚生労働省医療国際展開推進室の鈴木でございます。

先ほど奥脇委員から御紹介いただきました、厚生労働省のワンストップ対応というものでございますけれども、こちらにつきましては、主に医療機関の方が、労働者を含めた外国人の方の受診をいただいた際に、困った事案が出た場合とか、そういったケースで相談できるような体制を、ワンストップで相談できるような体制をつくっていかうという考えでございます。そういった意味において、医療機関向けという独自性のある部分といたしますか、特化した部分について、こういった形で検討させていただいているというものでございますので、説明が足りないところがあったかと思われましたので、補足をさせていただきました。失礼いたしました。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、その次、明石委員で、その後、野口委員お願いします。

明石委員 御説明ありがとうございます。

率直に申し上げて、過去に例を見ないほどの、外国人との共生という分野で、施策の充実ぶりに驚いております。

これだけの時間、予算、あるいは労力を割いての取組ですので、当然、行政サービスは、今後、一層厚みを増していくと思っておりますが、実際にどれぐらい効果を持つのかという視点が求められます。どれぐらい当事者に活用、利用されて、現場にどれぐらいの満足度をもたらしているのかというユーザー目線で、評価を見定めていく必要があるだろうと思っております。

例えば震災関係の外国籍住民向けの多言語化サービスの中で翻訳上のミスが見つかっていると聞いています。ユーザー側がどう受け止めているのかということ、今後は質的にも量的にも評価する機会を持っていただければと思っております。

2点目は、総務省が提供している多言語音声技術、翻訳技術に関する資料の4ページ目の社会的な背景のところ、今、日本全国での外国人との交流機会が拡大しているという点についてであります。

実際、確かに訪日外国人、あるいは在留外国人が増えますと、交流の機会は増えるとは思いますが、見る機会が増える、軽度の接触の機会が増えるというだけで、必ずしも、

交流の機会、あるいは対話の機会が増えているのではないような気がいたします。

交流や対話がないままに、むしろ外国人のプレゼンスが急に拡大していることに対して、懸念を示す方もおります。これに関しては、「国民の声」を聴く会のように、全国知事会や日本商工会議所、日本労働組合総連合会といった各界の代表的な方々が意見を述べている場がありますが、国民のサイレントマジョリティーについてはどうでしょうか。総務省の多文化共生施策の中で、自治体やNPOを巻き込みながら、様々な取組を10年以上されていると思いますが、一層の充実、それから効果のある施策の展開が望まれていると思っております。

3点目は、保険についてです。厚生労働省の外国人患者の受入体制に関する取組のところ、1ページ目の現状の真ん中あたりに、特に外国人観光客について、観光客自身の適切な費用負担を前提にとありますので、これはもちろん、民間の保険に入っている方に対する診察や治療などについて話されているのだと思いますが、実際、病院の現場からは、無保険の外国人患者が来て、未払いを恐れて、診察・治療ができないとか、あるいは、無保険だけれども治療せざるを得なくて、多大な未払いの問題を抱えているとか、あるいは、無保険であるがゆえに、病院にそもそも行けない外国の方というのは結構いるといった問題が顕在化しているのではないかなど。私は、この辺、全く専門外で、よく分からないので、もし何か策があるのであれば、お聞きしたいと思っております。

以上です。

田中座長 そうすると、最後のところが具体的な御質問ということですので、厚労省からありますか。

厚労省医政局（鈴木氏） 厚生労働省でございます。

今、委員御指摘の適切な費用負担を前提にという文言の部分につきましては、こちらは主には、訪日外国人の方を当初ターゲットに、当時、文書に盛り込まれたものでございますけれども、訪日外国人の方については、通常、我が国の公的医療保険には入っていないという前提がございまして、そういった方が医療機関にかかった際につきましては、いわゆる自由診療という形で、医療機関が設定する費用を保険外で自らが御負担いただくという形になっております。こういった確実な支払いにかかることもしっかり担保していく必要があると、そうしませんと、医療機関のほうも逆に、外国人の方の受け入れに少し後ろ向きになってしまうということもありますので、こういったところにしっかり目配せをしていこうということで、入っているということになっております。

そういった中で、厚生労働省でも、医療機関で実際に、1件でもそういった未収等があると、その医療機関にとっては、大きな負担とか、そういうものになりますけれども、実際、実態をまず把握をするところを始めようということで、実態調査、医療機関等へのアンケート等で、未収の状況などの調査をさせていただいているというところでございます。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

今の点は、法務省とかで、日本に来る外国人に、保険に入りなさいよというような、そういう何か施策というのは、行っているのでしょうか。

福原政策課長 法務省です。

例えば、日本で医療を受ける目的でいらっしゃるような方もいらっしゃいます。そういう方については、当然、海外できちんと保険に入り、医療負担がきちんとできるような形にしてから入国していただくことになっているのが一つあります。

もう一つ、海外からいらっしゃる方で、そもそも医療を受けようということではなくて、普通にいらっしゃる方につきましては、海外旅行保険に出国する前に入られるのが通常なんでしょうけれども、最近になりまして、日本に入国してからも入れるような保険を作って、外国人の方が日本にいらっしゃってから、そういう保険に入っていたら、安心して旅行いただくような仕組みも既にできているところでございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

私どもも、例えばアメリカへ行くなんていうときは、必ず保険に入っていないと、大変なことになりますよと、よく言われるわけですよ。日本はそんな、大変なことになりますよとって、脅して入らせるというのも、なかなか問題かもしれませんが、数多くの方に、やはり困ったときには保険に入っておくことがいいということで、今、そういう制度を進められているのであれば、是非周知徹底するようにしていただくとありがたいと思います。

野口委員。

野口委員 私からは、簡単に2点、1点はお願いで、1点はコメントになります。

まず、本日は、文部科学省、それから総務省、厚生労働省で、様々な取組をされているということを学ばせていただいて、本当にありがとうございました。

ですので、既に議論はされていると思うのですが、厚労省に1件お願いがございます。それは、広い意味での雇用創出について議論をしていただきたいということです。

現状行われているのは、外国籍の方、労働者の方に、日本の雇用市場の枠に入っただけという議論とおうかがいいたしました。これは御説明のとおり随分と進んできていると思うのですが、もう既に検討はされているとは思うのですが、一方で、外国籍の方であればこそフィットするような、新しい雇用の形とか枠とか働き方というのを議論して、それを循環させていく必要があるのではないかなと思うのです。今の議論から、一歩二歩進んで、日本の市場にというだけではなくて、日本というフィールドで、新しい外国籍の方の働き方というのはどういう形になるんだろうかというような、将来的な方向を描くような議論を進めていただければという、これはお願いです。

それから、もう1点、コメントは、佐原先生のペーパーにある、外国人との共生に関する基本法の制定についてということで、気付きをいただきましたので、これに関してコメントを述べさせていただきます。

この共生の基本法の話というのは、恐らく、2000年代初めぐらいから、いろいろ議論をされてきたところではないかなと思うのですが、随分時代も進んできましたので、ここでいま一度検討する余地というのはあるのかなという気がいたしました。

ただ、一方で、共生の現場であり、第一線で関わるのは、地方自治体だと思います。自治体での条例作り、共生の条例作りというのも、随分進んできていると聞いておりますので、この動きを止めるようなことがあってはならないと思います。自治体での共生

の仕組み作りを支援し、良き動きを広げていくという、そういう方向に導いていく必要があるということを感じました。

短絡的ですがけれども、本日お話をいただいた共生センターの活動に、例えばなのですからけれども、自治体で担当されている担当部局の方とか、または非常に先べん的な活動をとられている自治体の方に、何らかの形で関わっていただく仕組みというのを作り、そこで情報を流通して共有した上で、自治体に持ち帰っていただいて、自らの自治体の形作りというのに生かすような、自治体の方の支援や担当されている職員の方を育てていくというような工夫も、共生センターに盛り込んでいくことができたらいいのではという感じがいたしました。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

今の点について、法務省あるいは各省から、何かレスポンスとかございますか。

福原政策課長 野口先生、ありがとうございました。法務省でございます。

今いただきました基本法の件でございますけれども、現在、政府で外国人との共生のために、総合的対応策を進めさせていただいております。これは具体的な施策を取りまとめた、政策・施策パッケージでございます。まずは、こういう具体的なアプローチからというところでございます。

昨年12月に取りまとめられました総合的対応策の前文のところには、基本的な考え方、これは日本人も、それから外国人も、安心・安全に、お互いを理解し合いながら暮らせる社会を目指すということが書かれているところでございまして、基本的な考え方、何を理想とするかというところについても明らかにさせていただいているところでございます。

基本法ということではございませんけれども、こういったものに基づきまして、現在、関係省庁、それから、地方自治体の協力も得ながら、政府全体で進んでいるところでございます。

それから、先ほどの共生センターのお話でございますけれども、今後どのように活用していくかということについては、具体的に検討を進めているところでございますが、先ほどの出入国在留管理庁からの「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」の4ページ目でございますが、その下にも、地方研修というようなものもございまして、地方の支援のために、テキストを作成する、あるいは研修を行うということについても、積極的にやっっていこうと考えているところでございます。

野口委員 ありがとうございました。

田中座長 どうもありがとうございました。

滝澤先生、それから仁平委員。

滝澤委員 とても印象的な各種の施策があって、ようやく日本も外国人を歓迎する社会になりつつあるのかなというふうに思っております。

たくさんの外国人が今後来る、そういう人たちがみんな、安心、また安全な気持ちで来られるかとなると、各種施策の規模の問題や質の問題もあると思います。

今回の総合的対応策も、予算はたしか二百数十億円だったと思いますが、本日いただいた資料を見ますと、各省でも10億円から20億円というところで、これで十分な

だろうかと考えてしまいます。今後の日本の将来を決めることであれば、もっと予算を充ててもいいのではないかという気もするのですが、各省庁において、予算の規模については、どのように考えておられるのでしょうか。例えば、もっと欲しいけれども、予算が付かないのか、それとも、そんな必要ないのか、どのような感じが教えていただければと思います。

田中座長 それでは、少し御意見を伺った後、各省から、少しレスポンスしていただきます。

仁平委員。

仁平委員 短く1点申し上げます。

地域日本語教育の資料が文科省から出ておりますが、我々の聞いているところだと、地域の日本語教室で外国人に日本語を教えておられる方の多くが、ボランティアと聞いておまして、そうしたボランティアへの支援や処遇改善が必要だと考えています。そもそも、ボランティアに依存した日本語教育の在り方そのものについても、是非御検討いただきたいということです。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

座長代理、何かございますか。よろしいですか。

安富座長代理 いいです。

田中座長 それでは、いろいろ意見を伺ったところですので、予算規模のところは、滝澤委員から御質問ありましたけれども、各省から順番に、今までの議論をお聞きになって、御感想なりレスポンスなりをいただければと思います。では、最初に総務省からお願いします。

総務省国際戦略局（高村氏） 総務省でございます。

本来であれば、自治担当部局がおれば、各地方公共団体に対して、どういう支援をしておるかということをご具体的に申し上げることができるのですが、本日は、同席しておりませんので、その点は御容赦いただければと存じます。

あと、在留外国人に対する予算の額についてでございますけれども、基本的には、各自治体の自主性に委ねられているところが多うございます。すなわち、外国人と共生したいと考えている自治体であれば、当然そこに手厚く予算配分していきますし、国として、このためのお金ですよと渡しますが、最後、実際どう使うかを決めるのは自治体の首長なので、そこについて、強制することはできないということで、どうしても各自治体にグラデーションが出てくるということをご理解いただければ、ありがたいなというふうに存じます。

その他もろもろでございますと、我々技術開発やっておりますけれども、法務省の集計上、表に出てこない数字というの、たくさんあるのかなというふうに思っております。例えば、我々、今回の翻訳技術、来年度以降、頑張っていくと申し上げますけれども、概算要求で20億円要求しております。それ以外にも、実際には、この研究開発を実施するための環境整備、実際、研究開発を実施している研究開発法人、いわゆる国研がありますが、そこは年間300億円使っております。

ということで、実際、個別の施策で幾ら使っているのかと、なかなか予算の数字だけ

では計りがたいというところがあるところは、御理解賜ればありがたいと存じます。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

文部科学省からありますか。

文科省大臣官房国際課（宮本氏） 今の総務省からのお話とほぼ同じですが、我々の中でも、一部予算が切り出して表現できないようなところがありまして、先ほどお話ししました外国人18人に教員1人をつけるという教員定数の部分などが、多分予算の額としては、一番大きくなるかと思いますが、これは、19億円の予算要求の中には計上されていないなど、全体の施策の中で、外国人の部分について対応するというものについて、予算を切り出して表現できていない部分があるかと思えます。

それから、先ほどの総務省のお話と同じですけれども、我々、補助金を用意しても、地方自治体での中での優先配分等があって、我々の補助金を消化し切れないような自治体もありますので、そういったところで、足並みがそろっていないところがあるのかと思っております。

田中座長 では、最後、厚生労働省。

厚労省医政局（鈴木氏） 厚生労働省も状況としましては、同じ部分がございますが、基本的には、自治体等の取組を支援させていただくというようなスキームで、こういった事業、実施をさせていただいておるところがございますので、自治体等の取組状況によって、その規模感というのは変わってくるというところがあるかと思えます。

また、質の面も向上させていくことで、こういったものが本当に、一番かゆいところに手が届いていくのかといったところもしっかり見据えて、こういった事業をやっていくということが大切かと思っております。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、一つ目の議題はこれで終わりにしまして、ここで、本日お越しいただいた文部科学省、総務省及び厚生労働省医政局の出席者の方々は御退席されると伺っています。本日は、どうもありがとうございました。

3 特定技能制度について

田中座長 それでは、引き続き、二つ目の議題については、お手元の「特定技能制度について」に基づいてありますが、これは、近江特定技能企画室長から御説明いただくということになっております。

近江特定技能企画室長 それでは、御説明申し上げます。

資料は4枚ございまして、今の特定技能制度の運用状況について御説明申し上げます。

特定技能の関係につきましては、5月に一度、施行直後ということで、MOCの状況、試験の状況、大都市圏集中の状況について報告させていただいておりますが、そのフォローというような形での構成になっております。

まず1枚目、見ていただきまして、特定技能に関するMOCの概要ということになっております。このMOCにつきましては、悪質な仲介業者の介在を防止するという、ブローカー対策を主たる目的といたしまして、各国と結ぶということが、政府の基本方針

などで定められております。

署名状況について、前回からの変更になりますが、前回御説明申し上げたときは、フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴルまでの5か国という状況でございました。そのほかのインドネシア、ベトナムなどは、実質合意ということで御説明をしたと思いますが、その後、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュということで、現在9か国と署名が済んでおります。

そのほか、パキスタンやマレーシアなどは実質合意をしておりますし、総合的対応策でMOCを作成するというので、優先国というふうに私たち、申し上げておりますが、タイ、中国につきましても、実質合意の状況となっており、優先国9か国については、署名または実質合意の状況に至っております。

現状でございますけれども、このほか、ここには書いておりませんが、様々な国からの御関心が寄せられておりまして、今、在京大使館と私どもで、いろいろな情報を交換し合ったり、制度の説明をしたりということで、今後、MOCの署名の展開を図っていきたいと考えております。

次、2ページ目を御覧ください。

こちらにつきましては、現在の運用状況でございます。数、許可等の状況と、あと下のほうの緑のところは、試験の実施状況になっております。

許可の状況については、記載したとおりでございますが、この数字自体は、10月末、つまり、制度が始まってからちょうど7か月終わった現在での数字になっております。ただ、最新の状況といいまして、11月15日現在ということで、ここから2週間たったときの最新の数字を御説明いたしますと、例えば認定証明書交付でございましたら、411件が519件となっております。

2番目の変更許可につきましても、380件でありましたものが500件となっております。出だしはスローペースではありましたが、許可、交付共に、2週間でこれぐらい増えております。入管庁でも、申請いただいたものを迅速に処理するというので、交付許可を積極的に進めていきたいと考えております。

あと、下の特定技能試験の状況でございますが、先生方御承知のとおり、特定技能の技能水準、日本語水準を満たすということで、14分野において試験をすることになっております。その中で、14分野のうち6分野で試験が開始されております。あと、外国につきましても、6か国で試験が開始されております。日本国内合わせますと、7か国での試験が実施されております。

制度開始当初、4月、5月あたりは、一番上の介護分野についてフィリピンにおける介護が比較的先行して始まっておりましたが、施行後半年を経過し、例えば、介護でしたら、インドネシア、ネパールでの試験も10月でございますし、航空のモンゴル、あと宿泊のミャンマー、農業のフィリピンなどにつきましても、この10月から開始という形になっております。今後、ビルクリーニング分野、造船分野においても、年内にミャンマー、フィリピン、日本国内で試験を実施することになっております。

受験者と合格者については、ちょうど真ん中に書いておりますけれども、受験者数、合格者数、技能試験に限ってですと、受験者数5,000人ぐらい、合格者数も3,000人ぐらいと、この表上はなっております。つまり、今、3,000人以上の方が合

格をされて、国内外にいらっしゃるというような状況になっていきますので、その方々の一部は申請をされているかもしれませんが、まだ御準備をされているという状況になってございます。こちらが試験の状況でございます。

次は、3ページ目を御覧ください。こちらは特定技能外国人の在留数でございます。日本に9月末現在、何人いらっしゃるかという統計になっております。

一番上の1でございますけれども、6月末20人でありましたものが、9月末219人となっております。こちらにつきましては、まだ、少ないのではないかというような、いろいろなお声もいただいておりますけれども、後からその対策も申し上げますが、先ほど申しました試験の実施状況も進んでおりますので、この数も今後伸びていくものと考えております。

特徴でございますが、まだ219人ということで、系統立った特徴が見られるということではありませんが、この内訳ですが、特定技能の二つのルート、技能実習生から持ち上がる方々、試験を合格されて資格を取得される方、2方向に分かれてございます。後ろの詳細資料に記載がありますが、口頭で申し上げますと、80%の方が技能実習から持ち上がられているという状況になっていきます。

その結果、国籍、分野、そして都道府県も、技能実習に似た状況になっておりまして、技能実習で一番多いベトナム、続いて、中国、フィリピン、インドネシアとなっておりますが、大体同じような国が上位を占めているという状況になってございます。こちらが在留数の御説明でございます。

あと、前回、大都市圏集中防止策について、私どものほうから御説明させていただいていると思います。その中には、受入環境整備交付金の交付などを行って、大都市圏集中防止をするという形で御説明をしていると思いますが、4ページ目、こちらが、前回御報告していなかったものでございますけれども、現在、厚生労働省のほうで検討していただいている定着モデルという形になっておりまして、こちらは、外国人材の受入れ・定着に積極的な地方自治体を選ばれまして、ハローワークが連携して外国人が円滑に就職・定着できるようにする内容になっておりまして、令和2年の予算要求の中で、こちらを盛り込まれているという状況になってございます。

簡単ですが、以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、本件について、委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、仁平委員。

仁平委員 御説明ありがとうございました。

特定技能の制度は4月に施行したばかりなので、まず、適正に運用されているのか、検証が必要であると思っております。

本日、受入れ人数の資料は出ていますが、特に我々にとって関心があるのが、日本人との同等報酬要件がしっかりと守られているかについて、実態を把握すべきであると思っております。検証の方法についても、オープンな場で広く、関係者も参画するような形で、多角的な視点からの検証を是非お願いしたいと思っております。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

今の検証の点はどうか。これは近江室長から御回答いただけますか。

近江特定技能企画室長 ありがとうございます。

おっしゃいますように、まだ219人という状況でございますので、いろいろ分析しているという状況には、まだ至っておりませんが、今回の制度をつくった際の肝は、日本人の同等報酬がきちんと守られているかとか、そういうところを確認するということで、様々な届出制度を盛り込んでおりますので、そのようなことは今後、御意見を承りまして、検討したいと思っております。

田中座長 それでは、他の委員の方、いかがでしょうか。

湊元委員。

湊元委員 特定技能の数は徐々に伸びているようですので、今後、こういったペースで伸長していくことを期待しております。

中小企業の人手不足は、全く解消されておりませんで、いち早く特定技能を定着・機能させていくことで、大きな力になってほしいと思っています。

商工会議所としては、中小企業に対する相談機能の充実、あるいはマッチング支援、大都市への偏在対策などにしっかり取り組んでいただきたいと要望しております。政府にはいろいろ手は打っていただいておりますが、PDCAを回すことが大事だと思っておりますので、目詰まりとなっていることを解消していけば、特定技能の数も順調に推移していくと思っております。

他方、中小企業も、様子見している面とともに、技能実習、特定技能、技・人・国、特定活動などがあり、理解しきれない面もあるようです。先ほどの資料の中でも、中小企業から情報不足の意見もありましたが、弊所としても情報をしっかり伝えて参りますし、特に特定技能と技能実習のつなぎ方についてもしっかりPRすることも大切であると考えております。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他、滝澤委員。

滝澤委員 この特定技能については、これからということで、まだ全体見えてはいないと理解しておりますので、お願いになりますが、この制度を使って、難民の受入れにも道を開いていただきたいと思います。国連で昨年採択された難民グローバル・コンパクトでも、労働者受入制度を通して難民を受入れることが勧められております。

日本の難民認定制度は別としまして、この特定技能制度は、難民受入れについて新しい可能性を開くと思います。ミャンマーなりネパールに行った中でも、難民の皆さんの中に、そういう制度があるのであれば、是非チャレンジしたい、という声がありました。様々な障壁があると思いますが、是非法務省としても、そのようなことについて、前向きに対応していただければと思います。

田中座長 どうもありがとうございました。今のは御提言であります。

市川委員、どうぞ。

市川委員 特定技能の在留資格、実際に入国というか、資格取得して在留している人の数は、思ったよりも余り多くはないと思えました。特に、3,000人という合格者数に対して、実際に資格取得して働いている方は、技能実習からの移行が8割と、今伺っ

たのですが、この比率になっている原因が何か、今後は、技能実習からの移行以外も含めて、どんどん広がっていくという理解なのか、あるいは、技能実習からの移行以外の、一つは海外から直接来る方のルートとか、国内で、例えば留学などからの移行、つまり資格変更するルートなどがあると思うのですが、そのようなルートについて、何かネックになっているような、ボトルネックになるような問題とか、そういうものはあるのかどうか。御認識をお伺いしたいと思います。

田中座長 どうもありがとうございました。

これについては、この後、技能実習制度について御報告いただくことになっております。ですので、技能実習制度についてのお話を伺ったところで、もう一回戻って、委員から御発言していただくというようにしたいと思います。それでよろしいですか。

ほかに、今の特定技能に特化した質問やコメントなどはございますか。もしよろしければ、次の報告を承った後に、また特定技能も含めて、質問、議論していただければと思います。

4 技能実習制度について

田中座長 それでは、根岸在留管理課長から、技能実習制度についての御報告をお願いします。

根岸在留管理課長 在留管理課長の根岸でございます。よろしくお伺いいたします。

それでは、私のほうから、技能実習について御説明を申し上げます。

資料表に「技能実習制度について」となっておりますけれども、その後ろに資料が付いていまして、制度全般ということではなくて、本日の御説明は、失踪技能実習生の対策でございます。

技能実習については、いろいろ問題というのがこれまでも生じておりまして、平成29年11月に施行された技能実習法、これも制度の適正化ということが大きな課題であったわけです。そして、その際に、外国人技能実習生の実習計画の認定制ですとか監理団体の許可制など、様々な新しい方策を取り入れまして、また、技能実習機構というものを厚労省と法務省との共管の法人をつくって、一元的にしっかり取り組む体制もつくったものです。

さらに、その後の問題も踏まえまして、昨年度、法務省内に技能実習に関するプロジェクトチームを作りまして、そこで検討した結果というのが、右側の上を書いてあるものでございます。

こうした取組、いろいろとってきましたが、左側に統計を載せておりますとおり、技能実習生全体が増える中であって、これまでの取組、一定の成果はあるのですけれども、それで十分だと言えるような状況ではございません。全体増える中ではありますけれども、失踪者の実数として、増えてきているという状況でございます。これまでの対策を更に肉付けをして、充実させていくことが必要だろうということで、これを先週取りまとめて、大臣から発表をしていただいたものです。

下のほうですけれども、主なポイントだけ申し上げますと、最初、3の のところに、失踪者を余りにもたくさん出しているような送出機関ですとか、それから監理団体、場合によっては実習実施者、そういったものについて、もちろん帰責性というのは踏まえ

た上ですけれども、余りにも多いような場合には、受入れを一旦止めるというようなことも考えていくべきではないかというようなことです。

その次のブローカー対策，二国間取決めに基づく対策というのは，これまでもやってきたところですが，これは引き続き強化をしていきたいということでございます。

では，失踪技能実習生を，実際雇っているところがあるわけです。そういったところについて，不法就労助長ということにもつながりますので，捜査機関，警察等に告発をするなどして，その事実を公表していくというようなことを，これまで以上に積極的にやっていきたいということであります。

右側のほうに移りまして，失踪した実習生が実際に不法就労するのを防止するというような観点で，今までの報告やこの会でも何度か取り上げておりますが，厚労省の外国人雇用状況届出に在留カード番号を今度，来年3月から入れていただくということになっていきますので，そうしますと，厚労省からいただいている雇用状況届出の情報と，入管の持っている情報とのマッチングが，今まで以上に正確にできるということになりますので，そうすると，失踪技能実習生がどこで不法就労しているかが分かるようになりますので，発見の端緒がより正確に早くなると思っております。そういうことも踏まえて，在留資格の取消しなどの措置も強化をしていきたいと思っております。

このような施策を全体パッケージで進めていきまして，もちろんこの中で，下に注意書き的に 印で書いていますけれども，被害を受けて逃げているという人もいることから，ただ厳しくするだけではなく，そういった人に対する支援措置として，相談窓口があったりですとか，転籍の支援があったりですとか，本当に緊急の場合には，外国人技能実習機構のほうで宿泊の支援などもしています。そういったもろもろの周知というものもあわせて行いながら，こういった対策をしっかりと進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

御報告は，今おっしゃっていただいたように，失踪技能実習生を減少させるための施策ということでありまして，先ほど市川委員から御質問のあったような技能実習生と特定技能との関係というか，8割というのが，そのまま今後も8割なのか，その後どうなるのかというような，その辺の見通しについて，お伺いできればと思います。これは近江室長からですかね。お願いします。

近江特定技能企画室長 ありがとうございます。

先ほど申しましたとおり，試験については，年度内に全分野実施するという形で，整備を進めているところですので，これから分野や国が拡大していく予定になっておりまして，これからの試験実施がどんどん行われていけば，試験を実施した方々が入ってくるということで，相対的に技能実習の方々の割合は少し下がっていくことが，今のところ予想されております。

ただ，試験の関係につきまして，試験を実施するということの拡大も，一つ重要な問題ではございますが，もう一つ，試験の方々がまだ少ないというところの，もう一つの要素といたしましては，合格をした後に，相手国の中での送り出しの手続を整備していただくというところを，相手国側政府にやっていただいているという状況になっております。

例えば、フィリピンにつきましては、先ほど申しましたが、既に4月からたくさん試験をやっていただいて、フィリピン政府には御協力いただきまして、合格者はどんどん出ているという状況ですが、フィリピン国政府の中での海外雇用庁などの、自国民を外国に送り出すという手続を、今、整備をしていただいているというところもありまして、合格された方で、海外で合格された方は、現在、海外でお待ちいただいているという状況になっています。そこら辺の整備がまた進んでいけば、今合格して、お待ちいただいている、海外で待っていらっしゃる方が各国からお入りになるという状況、試験の実施と送り出しの手続の整備という、この2本柱をやっていくことによりまして、試験ルートの方での人の流れも太くなっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、どちらの件でも結構ですが、委員から何か御質問などございますでしょうか。

明石委員。

明石委員 先ほどの特定技能の場合でも、また技能実習生の場合でも、二国間取り決めを結んでおりまして、特に技能実習生の場合は、その取り決めによる送り出しの適正化について、どれぐらいの実効性が見られたのか、あるいは情報提供を含む協力関係がどれほどなされたのか。逆にそれが、それほど効果的ではないのだとすると、特定技能における二国間取り決めというの、また改める部分があるのではと思っているだけですけれども、以上申し上げた点につきまして、お聞かせ願えればと思っております。

以上です。

田中座長 この点について。

根岸在留管理課長 在留管理課長でございます。私のほうから説明いたします。

技能実習については、今現在で14か国とMOC、協力覚書を結んでおります。

その成果というのは、何で図るかというのは、全体が適正化されれば、これが一番いいわけですが、今、完全にということまではいっていませんが、やはりMOCができますと、情報交換が、外交ルートを通じないでも、担当者同士でできることになります。ですから、こういう問題が生じているというようなことについて、早い段階から情報交換ができます。

また、定期協議というのも行っていますので、そういう中で、様々な情報交換ができている、この辺少しそっちで気をつけてくれないか、こちらではできないところなんだろうというようなことができるようになっていきます。

具体的に目に見える成果で、先般あったのでいいますと、ベトナムとの関係で、両方で、これはいわゆるキックバックのようなものが行われていた案件ですけれども、ベトナム側の送出国と日本側の監理団体、この間の裏契約があったような問題で、それについて、日本側の監理団体についてよく調べるといえるのは、やはり日本側ができるわけです。送出国が本当にどうしているかというところは、やはりベトナム側ができるということで、それぞれの得意な分野について、しっかりとお互いに調べて、情報交換をして、それぞれ、我々のほうは厚労省と一緒に、監理団体の許可を取消し、ベトナムのほうは、その送出国の認定を取消すというようなことをやりました。これは2件ずつだ

ったので、数自身は少ないですけども、そこまでに至らないにしても、それを未然に防止するようなものも含めて、情報交換は行っていますので、これはより強く進めていかなければいけないと思っていますし、こういうことは特定技能においても、同じように二国間、むしろ、特定技能はこれからですので、問題が起きないように初めからやっていくという意味で、やはりやっていくべきものと我々は認識をしております。

田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、それ以外、奥脇委員から。

奥脇委員 技能実習生から特定技能に移られる方が、現在のところは8割ぐらい、特定技能の8割ぐらいがそうだとということで、これはどういうことでそうなっているのかということを知りたいと思います。技能実習の制度の問題、受入企業の問題というのもあるでしょうけれども、制度の問題、特にこれは、技能実習をしていただいて、母国に帰って、母国の経済発展に寄与していただくと、こういう理念があったと思いますが、そこへ受入企業の問題とか制度の問題については、技能実習法で手当ををするというのですが、しかし、資料を見てみると、パーセンテージということかもしれませんが、いずれにしても、1万人規模の失踪技能実習生がいるというのは、相当多いという感じがします。

そうすると、やはり技能実習生は、いろいろな問題を抱えているのだろうと、こういう感じがします。しかし同時に、特定技能のほうも、例えば、業種によっては確かに、期間の更新とか、あるいは、いずれ妻子帯同可能とか、そういうある種のキャリアアップの可能性を開いているようですが、そういうのがない業種もある。そういうキャリアアップを保証したような制度があるわけでもない業種ということになると、技能実習生から特定技能に移る方が相当程度いらっしゃるというのは、何を意味しているのでしょうか。この辺の分析は、やっておく必要があるのではないかと考えます。

技能実習生のキャリアアップは、先ほど申し上げたように、母国でやっていただく。特定技能の方々というのは、いろいろあるのだけれども、結局は単純労働の受入れになっていくのではないかというような気もしないでもないんですが、そうであるとする、どうして技能実習から移っていくことになっているのか。母国における技能実習をした結果としてのキャリアアップというのが、いわば幻想にすぎないということなのか。その辺のいろいろ情報を教えていただければありがたいと思います。

田中座長 それでは、こちらも根岸課長からよろしいですか。

根岸在留管理課長 まず、技能実習の問題が多いということについては、我々もやはり適正化が更に必要であると思っていますので、今回も、また新たな対策を講じることにしたというもので、もちろんこれで終わりではなくて、不断に見直しを行っていきたいと思っています。

そんな中で、奥脇先生御質問の、技能実習制度から特定技能のほうに移るのかということについては、今現在、特定技能のうち、技能実習から来ている人の割合が多いというのは、先ほど近江のほうから御説明したとおり、今はまだ試験のほうからの人たちが少ないせいということだと思いますけれども、そこから、技能実習から特定技能に行ける人というのは、飽くまでも良好に修了した人でありまして、技能実習で問題があった人、あるいは問題があった機関というのは、当然、その本人は特定技能には、移行でき

ませんし、技能実習で問題があった受入機関は、特定技能を受入れることはできないということになりますので、あくまでも良好な人が特定技能へ移行できるというような仕組みになっております。

さらに、特定技能が、単純労働になってしまうのではないかとということですが、技能実習は、先生おっしゃったとおり、技能のレベルアップをしていくためのものです。そこで一定程度に上がった人、しかもそれを良好に修了した人について、特定技能に移行できるということになっていきますので、だからこそ、技能実習でない方は技能試験によって、技能レベルをちゃんと見ているということですので、特定技能がレベルアップを義務付けていない、キャリアアップを義務付けていないからといって、単純労働なわけではなくて、一定程度には達した人を受入れる制度ということでございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

近江室長からも説明ございますか。

近江特定技能企画室長 追加でございますが、私の御説明で半年で219人と、技能実習生全体としても30万人以上いる中、まだまだ、小さい数での統計の分析という形で、国籍別などが技能実習に似ているというところを御説明させていただきました。

もともと制度をつくった際にも、当時も、技能実習と試験ルートが半分半分になるとか、いろいろな積算とかも、確かこの場でも当時説明させていただいたと思いますので、今後、もう少し数が一定のボリュームをもって、いろいろな分析ができる段階で、奥脇先生から御指摘いただいた視点を持ちながら、御説明できればと思っております。まだ数が非常に小さいので、またもう少しお時間いただいて、増えるのを待っていただくという形になろうかと思えます。

以上です。

田中座長 今、特定技能の数が200人とかということに比べると、例えば、失踪技能実習生で、ここに出されている数字、9,000人失踪されている。

根岸課長に質問なのですが、今おっしゃったように、技能実習で失踪するというのは、そもそも良好でない証拠であるというようなことになってしまうのですけれども、こうやって失踪しなければいけないと思っている人たちにとって、特定技能に移るという可能性があるのだから、失踪なんかしないで、何とかそちらに移る工夫をしてくださいというような、そういうルートというのはあり得ないのでしょうか。

根岸在留管理課長 そこは、特定技能に行ける、行けないということも含めて、技能実習も継続できなくなってしまうます。幾らお金が欲しいからといっても、特定技能にその後行くというような可能性もなくなってしまうということですので、そういうことも含めて、特定技能制度という、こういう制度がありますということも含めて、失踪した人に言うというよりは、失踪する前に、こういう制度になっていますということを、しっかり周知をするということは、これは昨年度のプロジェクトチームの中でも、特定技能制度について、周知をするということも言っていますので、そこはしっかり周知をしていきたいと考えています。

田中座長 そうすると、ここの紙でいただいたところの実習中の技能実習生を失踪させないための施策というところに、もう少し、特定技能制度についての周知・理解を図るとかというものをに入れてもらったほうがいいのではないですか。

根岸在留管理課長 はい、この紙はこの紙としてですけれども、そういうことはしっかりやっていきたいと考えています。

田中座長 どうもありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

それでは、湊元委員。

湊元委員 技能実習2号から特定技能1号への変更申請についてですが、書類の数が非常に多いという声も届いており、あくまで最大ですが、52種類の提出書類が必要なようです。例えば大企業が技・人・国を申請する際には、提出書類は5種類ぐらいで済むのに、中小企業が技能実習2号から特定技能1号へ変更申請をする際には非常に多くの提出書類が必要のようです。あくまで最大ですので、様々な場合があるのでしょうか、できればそういう点も見直しの検討をいただきたいと思います。

田中座長 どうもありがとうございました。

この点については、何かありましたか。

根岸在留管理課長 書類については、簡素化の御要望はいただいています、50種類というのは、カウントの仕方はあると思いますが、こういう場合、こういう場合というようにいろいろと書き分けて、御案内しているので、こっちの場合にも、こっちの場合にも、両方に当たるということは考えられないので、そこまでの数にはならないかと思っています。あと、同じ書類を同じ会社で、最初は1回出してもらいますが、同じ会社に関するものについて、2回目については省略できますというようにやっていますので、徐々に減っていくと思います。

ただ、いずれにしても、なるべく簡素にしたほうがいいのは、我々からしても同じですので、その辺の必要性については、今後もしっかり見直していきたいと思っています。

田中座長 仁平委員。

仁平委員 外国人技能実習制度の適正化の取組は、順次行われてきていると思いますが、更に、実習生の保護につながるような取組が必要とあっておりまして、一つ質問がございます。6月に策定されました、「総合的対応策の充実」の15ページにある(5)の丸の二つ目の技能実習制度の更なる適正化についてです。実習生の失踪に帰責性のある実習実施者への受入れの停止や、実習生に対する報酬の口座への振込みの義務付けなどについて、進めると書いてありますが、省令の改正は進んでいるか確認したいのと、もし進んでいないようであれば、是非早急に進めていただきたいと思います。

田中座長 これは御質問です。

根岸在留管理課長 今、御指摘の2点につきましては、省令改正の具体的な検討をしております、なるべく早くパブリックコメントを行って、省令改正ということで進めていきたいと考えております。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他ございますでしょうか。

5 報告事項

田中座長 もしよろしければ、本件の議論はここで終わりにさせていただいて、最後の報告事項として、大村入国管理センター被収容者死亡事案について御報告をいただいで、

また御質問，コメント等，いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは，この死亡事案収容処遇に関する専門部会の状況を，岡本警備課長から説明していただきたいと思います。

岡本警備課長 警備課長でございます。

お手元にお配りしています「報告事項」という資料に基づいて御説明いたします。

資料のつづり順と逆になってしまって恐縮なのですが，最初に，1枚めくっていただいたところに，死亡事案に関する調査結果（概要）というものがあり，その次のページ以降が，調査報告書の概要でございます。

この調査でございますが，6月24日に発生した死亡事案の発生当日から，入管庁の本庁の職員によって行った調査の結果を取りまとめて，先月，10月1日に公表したものでございます。

概要におおむね基づいて，御説明申し上げます。

概要に記載しておりますとおり，死亡した被収容者は，40歳代のナイジェリア人の男性であり，不法残留及び刑罰法令違反により，受刑後に退去強制処分となり，大村入国管理センターには平成27年11月から収容されておりました。

なお，退去強制事由になりました刑罰法令違反と申しますのは，というところがございますが，窃盗と，組織的かつ常習的な窃盗を含むものによって，5年を上回る懲役刑，実刑に処せられたというものでございました。

事実関係ですが，死因は，司法解剖の結果，飢餓死と判断をされました。

死亡に至る経過でございますが，5月30日に本人，死亡した被収容者が拒食，いわゆるハンガーストライキを行っているということが把握され，翌5月31日から6月4日にかけては，点滴治療が行われたのでありますが，その後，6月5日以降，本人は拒食を継続するだけでなく，点滴等の治療をも拒否するようになりました。

その間，数回にわたり，大村センター内の医師が診察をし，拒食による生命・健康の危険を警告し，あるいは点滴を受けるように勧め，更には看守職員も，連日何度も，拒食をやめて治療を受けるようにという説得をしておりましたが，本人はかたくなにこれを拒み続け，衰弱の度が進んでいきました。

死亡当日の6月24日，看守職員は，本人が居室内で横たわったまま反応がない状態であったことから，救急搬送の手配をいたしました。午後2時11分頃に，搬送先の病院で死亡が確認されました。

以上の経過なのでございますが，以上の経過における大村入国管理センターの対応状況につきまして，この調査結果では，1点目として，本人がかたくなに治療を拒絶したこと，また，常勤医師がおらず，本人が拒絶した状況のもとでの強制的治療が困難であったことなどを踏まえると，治療を実施できなかったことが不相当であったと評価することは困難としております。

また，本人の前科の内容等に鑑みると，仮放免を行うべきであったということもできないとしております。

その上で，調査報告書では，再発防止のため，今後とるべき方策といたしまして，1点目として，拒食の防止や早期終了に向けた説得カウンセリング等の強化，2点目として，拒食者の健康状態の変化等に関する知見の蓄積・共有，3点目として，必要な場合

に強制的治療が実施できるような体制の整備，4点目として，送還を促進する方策の検討，5点目として，仮放免の在り方の検討といったことを挙げております。

調査結果につきましては，以上でございます。

続きまして，資料の順番が入れ替わってしまって，申し訳ありませんが，表紙の次のページでございます名簿というところを御覧いただきながらでございますが，前回の本懇談会会合で設置の御了承をいただきました収容・送還に関する専門部会の開催状況につきまして，御報告いたします。

委員等の構成につきまして，お配りしている名簿記載のように定まりました。安富先生に部会長をお引き受けいただき，名簿記載のとおり，明石委員，大橋委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，寺脇委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員にお引き受けいただき，部会長及び委員合計10名の構成員となっております。また，オブザーバーといたしまして，UNHCR駐日事務所の川内副代表に御出席をいただいております。

専門部会は，これまでに2回の会合を開催しておりまして，10月21日の第1回会合では，顔合わせとともに，専門部会において検討すべき論点や，その際の観点について，出席された各委員から御意見をいただきました。

11月11日の第2回会合では，第1回の議論を踏まえた論点整理案の検討と，最初の論点といたしまして，送還を促進するための措置の在り方について，御議論をいただきました。さらに，一昨日，11月20日には，視察を希望された委員の方々に，牛久の東日本入国管理センターの視察をしていただきました。

今後，専門部会は来年3月頃に，本懇談会に最終報告を申し上げることを目標として，おおむね月一，二回程度，会合を行っていく予定としております。

以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

これで，大村入国センターの事案についての件と，それから専門部会について，御説明いただいたわけですがけれども，委員から御質問，御意見いただけますでしょうか。

市川委員。

市川委員 専門部会で御検討いただいていること，こういった死亡事案を今後なくしていくということは，必要なことだと思っております。

送還の促進ということで，具体的な手当てとして，法的な手当て，法改正も含めた検討もされる可能性があるかと思っておりますが，その場合は恐らく，実際に問題になってくるのは，難民申請者の申請中は送還ができないという，この規定をどういうふうにするかというあたりなのかなと思っております。

それを検討されるのは，専門部会のテーマであろうと思っておりますが，その一方で，いわゆる誤用的・濫用的というように法務省から御説明される難民申請者のジャンルについて，本当にそれが誤用的・濫用的なのかどうなのかというところの検証のためには，やはり難民認定制度そのものが，透明性・明確性を持った制度でないといけないのではないかと思っております。難民認定制度の明確性・透明性というものが進んで，より適正な認定ができていくということの信頼感があって初めて，こういった送還促進ということも是認されるのではないかと私は思っております。

そういう意味で，難民認定制度の充実というか，改善というところも，一つの大きな

テーマになると思うのですが、その点が背景に退いているような印象もありますので、今後、この政策懇談会であったり、あるいは法務省の中で、この点を是非テーマにして、車の両輪として検討していただきたいと思っています。

田中座長 どうもありがとうございました。

この点については、何か説明ございますか。

はい、どうぞ。

簾内難民認定室長 失礼いたします。難民認定室長の簾内でございます。

市川先生から御指摘いただきました点につきまして、現状の私どもの取組について御説明させていただきます。

御指摘のテーマにつきましては、第6次政策懇の下に置かれました「難民認定制度に関する専門部会」において検討され、取りまとめられた2014年12月の報告書において、難民認定手続における保護対象の明確化に関する御提言を頂戴しているところでございます。

これを踏まえまして、いろいろな取組を行っておるわけでございますが、2016年以降、報道発表などにおいて、難民認定の事例や不認定の事例、人道配慮ということで在留を認めた事例を公表し、その事案における判断のポイントということを公表しております。

例えば、昨年の報道発表において公表した認定事例におきましては、同性愛を理由とする迫害の申立てがあった事案について、難民と認定したという事例がございまして、これが一部報道などで取り上げられたということがございます。

今後も引き続き、条約上の難民該当性を的確に解釈するとともに、条約難民とは認められないものの、人道上の配慮に基づいて、我が国での在留を認めるべき対象者、保護の対象者につきまして、検討を加速してまいりたいと考えておるところでございます。引き続き御指導を賜ればと考えております。よろしくお願い申し上げます。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他、委員から御発言ございますでしょうか。

専門部会の委員がいらっしゃるのところ、本件は専門部会で御検討になると思っておりますけれども、この場で何か御発言いただけるようなことはございますか。

野口委員、どうぞ。

野口委員 一言だけよろしいでしょうか。

貴重な検討の会議に参加をさせていただいていることを大変感謝を申し上げております。いろいろな情報を教えていただいていること、恐らく今まで、この収容と送還という部分については、仕組みとしてあるということは、我々行政法の研究者は知っているのですけれども、その実態に関する情報というのがほとんどないという中、今回、いろいろ教えていただくのを知るにつけ、これは非常に深刻な、危機的な状況にあるということを知らせていただいていると思っています。

ですので、本当に今何かをしないといけないという段階であるというときに、この会議体が設置されているので、何かしらの答えを安富先生と一緒に見つけていかなければならないのであらうと思っております。

また、今週水曜日に、牛久の視察に参加をさせていただいて、ますます、その実態の

現場で、どのような状況にあるのかということをお教えをいただいで、大変貴重な機会をいただいたと思っております。ありがとうございました。

田中座長 滝澤委員。

滝澤委員 専門部会からの提言について、先ほど認定室長から、フォローアップの御報告がありましたけれども、専門部会としては、もっと踏み込んだ対応を期待していたと思います。

認定室長は難民性についての「的確な判断」をしているとおっしゃったんですけれども、他の先進国に比べてそもそも判断が厳し過ぎると考えます。誰が難民であるかということについては、難民条約そして入管法に定義がありますけれども、それぞれのケースについて具体的に判断するのは、あくまで日本（入管庁）であり、「迫害のおそれ」についての判断基準も変えることができるわけです。難民の定義の解釈を弾力的にしようと思えばいつでもできる。

集団的自衛権の行使についての日本国憲法の解釈すら、政府は変えたわけですから、難民の定義について入管法の解釈を変えることなど簡単にできるはずですが、そういう方向性は全く見られない。他方で数十万人の外国人労働者を受け入れようと腐心している。

日本は労働者の受入れに舵を切ったのですから、難民の定義の解釈ももっと弾力的にし、受入れ数を増やすという方向性があった方がいいのではないかとずっと思っているところです。

田中座長 どうもありがとうございました。

御意見ですが、これは、認定室長から何か御反応ありますか。

簾内難民認定室長 御意見ありがとうございます。

現時点で、こういった方向性で解釈を変えることを検討しておりますということは、なかなか申し上げられないのですけれども、今の滝澤先生の御指摘を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

田中座長 その他、御発言ございますでしょうか。

それでは、明石委員から。

明石委員 先ほど野口先生から、非常に深刻かつ危機的な状況という御指摘がありましたとおりで、私もそのような思いを持っております。

加えて、この問題、非常に込み入った話になっているという実感がございます。収容と送還に関する専門部会ではありますが、そもそも収容と送還を切り離して議論することも難しいですし、先ほど市川先生、滝澤先生の御指摘にもありましたように、そもそも難民認定の在り方については、そこまで専門部会で突っ込んだ議論はできないと私は思っておりますが、それも事実、関わっていることは確かです。また、仮放免の要件や被収容者に対する処遇の問題なども、検討する余地が残されていると感じます。

関係する方々や組織全ての人たちが納得できる落としどころというのは難しいとは思いますが、引き続き勉強してまいりたいと思います。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この辺で、委員からの御発言は終わりにしまして、佐々木長官から何か御発言ございますか。

佐々木長官 今回もまた多様な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。

まず初めの総合的対応策につきましては、まさに総合的な対応策であり、私たちも初めに、ちゃんとした答えがあるわけではなくて、いろいろな日本社会の変化の中で、特定技能の創設もそうですけれども、その変化を受け止めながら、施策もどんどん変わっていくということだと思います。ある意味、走りながら考えていくということなのかと思います。

その意味で、とにかくいろいろな方面の皆様のお声を伺うということを一丁目一番地の大事なことと思っております、この政策懇談会での御議論、御示唆はもとより、多方面の御意見をできるだけ伺いたいということで、取り組んでいるところでございます。

それから、特定技能と技能実習ですけれども、これまで御説明申しましたように、ようやく動き始めてきた気配がございます。

まだまだ、各国の送り出しの仕組みの構築の途上である国もありまして、私たちも知らなかったことといたしますか、初めて当たる壁もございますのですけれども、一つ一つ、これを乗り越えていって、できるだけ早く、この制度そのものが軌道に乗るようにしていきたいと思っております。

それにつきましても、技能実習制度の拡大制度でもありませんし、後継制度でもありませんということで、特定技能は御説明してきたのでありますけれども、実態として、3年間、手塩にかけた技能実習生を特定技能で、もう一活躍してもらいたいという会社の、受入機関のお声は、それはそれで厳然としてあるわけございまして、そうしたルートがあるということを考えますと、なおのこと、特定技能をきちんと軌道に乗せ、運用していくためには、技能実習もちゃんとしておかなければいけないというものでございまして、本日御紹介をいたしました新たな取組につきましても、強力に進めていきたいと思っております。

それから、収容、送還につきましては、今、専門部会で御議論いただいておりますけれども、出入国在留管理制度の退去強制部分は、最後のとりででございます。やはりそこがしっかりしていないと、堂々と国を開けて、多くの外国人を受入れるということにも、支障といたしますか、問題があると考えてございまして、何としても、これから先、より多くの外国人の来日受入れが見込まれる今の時点において、この最後のとりでをちゃんとしたいという思いは非常に強うございまして、安富先生その他、専門部会にお力をいただく先生含めまして、御議論をいただくことを楽しみにしているところでございます。

以上です。

田中座長 どうもありがとうございました。

6 今後の予定等について

田中座長 それでは、予定の時間が近づいてまいりましたので、次回の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次回、第18回の会合につきましては、12月23日、羽田空港支局での御視

察，意見交換を予定してございます。

事務局からは以上でございます。

田中座長 どうもありがとうございました。

7 閉 会

田中座長 それでは，これもちまして，第7次出入国管理政策懇談会第17回会合を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

- 了 -